

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第27号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1
企業庁訓令	
○ 企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令	31

企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県公営企業管理者 片山安孝

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表企業誘致課の項中「企業誘致班」を「企業誘致班 分譲推進班 分譲企画班」に改め、同表分譲推進課の項を削る。

第6条中「(産業用地に関する事務に限る。)」を削る。

第6条の2を次のように改める。

第6条の2 削除

第7条の表猪名川広域水道事務所の項中「猪名川広域水道事務所」を「広域水道事務所」に改め、同表北摂広域水道事務所の項を削り、同表東播磨利水事務所の項中「東播磨利水事務所」を「利水事務所」に改め、姫路利水事務所の項を削る。

第8条第1項の表猪名川広域水道事務所の項中「猪名川広域水道事務所」を「広域水道事務所」に、「浄水課」を「浄水第1課 浄水第2課」に改め、同表北摂広域水道事務所の項を削り、同表東播磨利水事務所の項中「東播磨利水事務所」を「利水事務所」に、「施設課 工務課 浄水課」を「施設第1課 施設第2課 工務第1課 工務第2課 浄水第1課 浄水第2課」に改め、姫路利水事務所の項を削り、同条中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、同条第3項中「姫路利水事務所」を「利水事務所」に、「施設課」を「施設第2課」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 利水事務所の工務第2課及び浄水第2課の位置は、姫路市船津町とする。

第8条第2項中「東播磨利水事務所」を「利水事務所」に、「施設課及び工務課」を「施設第1課及び工務第1課」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 広域水道事務所に所掌事務の一部を分掌させるため三田浄水場を置く。

3 三田浄水場及び広域水道事務所の浄水第2課の位置は、三田市西野上とする。

第9条中「猪名川広域水道事務所」を「広域水道事務所」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 神戸市(北区に限る。)、尼崎市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市(平成17年10月23日における吉川町の区域(以下「旧吉川町の区域」という。))に限る。)、川西市、小野市、三田市、丹波篠山市、加東市(平成18年3月19日における滝野町の区域(以下「旧滝野町の区域」という。))を除く。)及び猪名川町における水道用水供給事業(西脇市における使用水量の測定又は認定及び通知並びに年間使用水量の決定及び通知並びに給水料金の徴収を含む。)に関する事。

第9条第2号を次のように改める。

(2) 神戸三田国際公園都市における企業資産運用事業に関する事(太陽光発電施設に関する事務のうち、電気設備に関するものに限る。))。

第9条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中「東播磨利水事務所」を「利水事務所」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 神戸市（北区を除く。）、姫路市、明石市、洲本市、加古川市、西脇市、三木市（旧吉川町の区域を除く。）、高砂市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市（旧滝野町の区域に限る。）、稲美町、播磨町、福崎町及び太子町における水道用水供給事業（西脇市における使用水量の測定又は認定及び通知並びに年間使用水量の決定及び通知並びに給水料金の徴収を除く。）に関する事。

第11条第2号中「加古川工業用水道事業」の右に「、揖保川工業用水道事業及び市川工業用水道事業」を加え、同条第3号中「東播磨地区」の右に「及び中播磨地区」を加え、同条第5号中「東播磨地区」の右に「、網干沖地区及び神谷ダム」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 播磨科学公園都市における企業資産運用事業に関する事（太陽光発電施設に関する事務のうち、電気設備に関するものに限る。）。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第21条の表職名の項の次に次のように加える。

浄水場長	所長の職務を補佐する。
------	-------------

（企業庁地方機関処務規程の一部改正）

第2条 企業庁地方機関処務規程（昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正6する。

第2条第6号中「副所長」を「浄水場長、副所長」に改める。

第5条中「一部を」の右に「浄水場長、」を加える。

第7条第1項中「副所長、所長補佐」を「浄水場長、副所長及び所長補佐」に改める。

第30条第2項第4号中「所長」の右に「、浄水場長」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正）

第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年兵庫県企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規程

本則中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（）」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（）」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

（企業庁会計規程の一部改正）

第4条 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「北摂広域水道事務所及び」を削り、同項第4号中「、分譲推進課」を削り、同項第5号中「北摂広域水道事務所長及び」を削る。

第17条第2項中「押印する」を「署名する」に改める。

第65条第3項中「記名押印させて」を「記名させて」に改める。

第76条第6号中「、入札者」を「及び入札者」に改め、「及び押印」を削る。

第94条第2項中「押印して」を「署名して」に改める。

第129条第2項中「うえ」を「上」に、「押印して」を「記名して」に改める。

第143条第2項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 次世代型産業団地整備事業

別表第1地方機関の款中「猪名川広域水道事務所」を「広域水道事務所」に、「東播磨利水事務所」を「利水事務所」に改め、姫路利水事務所の項を次のように改める。

利水事務所（船津）	副所長
-----------	-----

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2 (第10条関係)

兵庫県地域創生整備事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明	
ひょうご小野産業団地整備事業収益	営業収益	事業収益	土地売却収益	ひょうご小野産業団地整備事業における造成土地の売却による収益	
			事業資産貸付収益	ひょうご小野産業団地整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益	
			定期借地権収益		
			受託工事収益		
		営業外収益	その他営業収益		通常発生する上記以外の収益
					金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			受託調査収益		
			受取配当金		
			受取利息		
			特別利益		長期前受金戻入
	預金利息				
	貸付金利息				
	雑受取利息				
	雑収益	長期前受金戻入			企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金
		不用品売却収益			
		割賦売却利息			造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息
		立替施行利息			立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息
		消費税及び地方消費税			
		その他雑収益			上記以外の収益
		特別利益		当年度の経常的収益から除外すべき利益	
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益			

神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業収益	営業収益	その他特別利益	上記以外の特別利益 この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
		事業収益	主たる営業活動から生ずる収益
		土地売却収益	神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における造成土地の売却による収益
		事業資産貸付収益	神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益
	営業外収益	定期借地権収益	
		受託工事収益	
		その他営業収益	通常発生する上記以外の収益
		受託調査収益	金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取配当金	
		受取利息	
特別利益	有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。	
	預金利息		
	貸付金利息		
	雑受取利息		
	長期前受金戻入	企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金	
	雑収益		
	不用品売却収益		
	割賦売却利息	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息	
立替施行利息	立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息		
消費税及び地方消費税			
その他雑収益	上記以外の収益		
固定資産売却益	当年度の経常的収益から除外すべき利益		

次世代型産業 団地整備事業 収益	営業収益	過年度損益修正 益			
		その他特別利益		上記以外の特別利益 この表に定めるもののほか、別表第 8の当該説明による。	
		事業収益	土地売却収益	次世代型産業団地整備事業における 造成土地の売却による収益	
			事業資産貸付 収益	次世代型産業団地整備事業における 固定資産に計上されている資産の貸 付収益	
	営業外収益		定期借地権収 益		
			受託工事収益		
		その他営業収益		通常発生する上記以外の収益	
		受託調査収益		金融及び財務活動に伴う収益その他 主たる営業活動以外から生ずる収益	
		受取配当金			
		受取利息	有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。	
	特別利益		預金利息		
			貸付金利息		
			雑受取利息		
		長期前受金戻入		企業法施行規則第21条第2項又は第 3項の規定により償却した長期前受 金	
雑収益		不用品売却収 益			
		割賦売却利息	造成土地の割賦売却等に伴い発生す る利息		
		立替施行利息	立替施行代金の割賦償還等に伴い発 生する利息		
	消費税及び地 方消費税				
	その他雑収益		上記以外の収益		
	固定資産売却益		当年度の経常的収益から除外すべき 利益		
	過年度損益修正 益				

	その他特別利益	上記以外の特別利益
--	---------	-----------

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
ひょうご小野産業団地整備事業費用	営業費用	事業費用	土地売却原価	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。 主たる営業活動から生じた費用 ひょうご小野産業団地整備事業における土地造成原価
		一般管理費	事業資産維持管理費 受託工事費	ひょうご小野産業団地整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費 ひょうご小野産業団地整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料))((手当等))((賞与引当金繰入額))((退職給付費))((報酬))((報償費))((法定福利費))((旅費))((被服費))((準備品費))((消耗品費))((燃料費))((光熱水費))((通信運搬費))((使用料及び賃借料))((修繕費))((修繕引当金繰入額))((補償費))((損害保険料))((委託料))((公課費))((交付金))((負担金及び分担金))((研修費))((会議費))((資産撤去費))((広告料))((減価償却費))((固定資産除却損))((固定資産撤去費))((手数料))((貸倒引当金繰入額))((雑費))
	営業外費用	その他営業費用		通常発生する上記以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用

神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業費用	特別損失	雑支出 固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失	企業債手数料及び取扱費 雑支払利息 たな卸資産売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出 時価評価損 その他特別損失	当年度の経常費用から除外すべき損失 事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額 上記以外の特別損失 この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
	営業費用	事業費用	土地売却原価 事業資産維持管理費 受託工事費	主たる営業活動から生じた費用 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地造成原価 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費

		<p>一般管理費</p> <p>その他営業費用</p> <p>支払利息及び企業債取扱諸費</p> <p>雑支出</p> <p>固定資産売却損</p> <p>固定資産撤去費</p> <p>過年度損益修正損</p>	<p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用（給料）（手当等）（賞与引当金繰入額）（退職給付費）（報酬）（報償費）（法定福利費）（旅費）（被服費）（準備品費）（消耗品費）（燃料費）（光熱水費）（通信運搬費）（使用料及び賃借料）（修繕費）（修繕引当金繰入額）（補償費）（損害保険料）（委託料）（公課費）（交付金）（負担金及び分担金）（研修費）（会議費）（資産撤去費）（広告料）（減価償却費）（固定資産除却損）（固定資産撤去費）（手数料）（貸倒引当金繰入額）（雑費）</p> <p>通常発生する上記以外の費用</p> <p>企業債利息</p> <p>借入金利息</p> <p>企業債手数料及び取扱費</p> <p>雑支払利息</p> <p>たな卸資産売却原価</p> <p>消費税及び地方消費税</p> <p>その他雑支出</p>	<p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用（給料）（手当等）（賞与引当金繰入額）（退職給付費）（報酬）（報償費）（法定福利費）（旅費）（被服費）（準備品費）（消耗品費）（燃料費）（光熱水費）（通信運搬費）（使用料及び賃借料）（修繕費）（修繕引当金繰入額）（補償費）（損害保険料）（委託料）（公課費）（交付金）（負担金及び分担金）（研修費）（会議費）（資産撤去費）（広告料）（減価償却費）（固定資産除却損）（固定資産撤去費）（手数料）（貸倒引当金繰入額）（雑費）</p> <p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p> <p>当年度の経常費用から除外すべき損失</p>
<p>営業外費用</p>	<p>特別損失</p>			

次世代型産業 団地整備事業 費用	営業費用	減損損失 その他特別 損失	時価評価損	事業年度の末日においてたな卸資産 の時価評価額が当該たな卸資産の帳 簿価額を下回る額
		事業費用	その他特別損 失	上記以外の特別損失 この表に定めるもののほか、別表第 8の当該説明による。
		一般管理費	土地売却原価 事業資産維持 管理費 受託工事費	主たる営業活動から生じた費用 次世代型産業団地整備事業における 土地造成原価 次世代型産業団地整備事業において 固定資産に計上されている資産の維 持管理費
	営業外費用	その他営業 費用		次世代型産業団地整備事業における 土地売却収益等の調定、集金等の業 務に要した費用、職員の出張、研修 及び退職に要した費用、会議を主催 するに要した費用、事業費用で処理 するには軽微な費用並びに事業活動 の全般に関連する費用((給料)) ((手当等)) ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((報償 費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗 品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借 料)) ((修繕費)) ((修繕引当金繰 入額)) ((補償費)) ((損害保険 料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((資産撤 去費)) ((広告料)) ((減価償却 費)) ((固定資産除却損)) ((固定 資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒 引当金繰入額)) ((雑費)) 通常発生する上記以外の費用
		支払利息及 び企業債取 扱諸費		金融及び財務活動に伴う費用その他 主たる営業活動に係る費用以外の費 用
		雑支出	企業債利息 借入金利息 企業債手数料 及び取扱費 雑支払利息	

	特別損失	固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失	たな卸資産売却原価 消費税及び地方消費税 その他雑支出 時価評価損 その他特別損失	当年度の経常費用から除外すべき損失 事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額 上記以外の特別損失
--	------	---	---	--

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業
			次世代型産業 団地整備事業
	機械及び装置		ひょうご小野 産業団地整備 事業
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業
			次世代型産業 団地整備事業
	車両運搬具		ひょうご小野 産業団地整備 事業
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業
			次世代型産業 団地整備事業
	工具器具及び 備品		ひょうご小野 産業団地整備 事業
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業
			次世代型産業 団地整備事業
	リース資産		ひょうご小野 産業団地整備 事業
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業
			次世代型産業 団地整備事業
	減価償却累計 額		ひょうご小野 産業団地整備 事業

			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業	
		建設仮勘定	次世代型産業 団地整備事業	
			神戸・三宮東 再整備事業	
		処分仮勘定	ひょうご小野 産業団地整備 事業	((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定 資産)) ((貯蔵品))
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業	((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定 資産)) ((貯蔵品))
			次世代型産業 団地整備事業	((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定 資産)) ((貯蔵品))
	無形固定資産	無形固定資産		
			ひょうご小野 産業団地整備 事業	
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業	
			次世代型産業 団地整備事業	
	投資等	投資有価証券		
			ひょうご小野 産業団地整備 事業	
			神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業	
			次世代型産業 団地整備事業	
		出資金		
			ひょうご小野 産業団地整備 事業	

<p>完成事業資産</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業完成事業 資産</p>	<p>ひょうご小野 産業団地整備 事業完成事業 資産</p>	<p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業</p> <p>神戸・三宮東 再整備事業</p> <p>次世代型産業 団地整備事業</p> <p>長期貸付金</p> <p>ひょうご小野 産業団地整備 事業</p> <p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業</p> <p>次世代型産業 団地整備事業</p> <p>長期未収金</p> <p>ひょうご小野 産業団地整備 事業</p> <p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業</p> <p>次世代型産業 団地整備事業</p> <p>その他投資</p> <p>ひょうご小野 産業団地整備 事業</p> <p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業</p> <p>次世代型産業 団地整備事業</p>	<p>割賦売却代金に関する未収金のう ち、返済期限が貸借対照日から1年 を超えるもの</p>	<p>地域創生整備事業における完成事業 資産を処理する科目</p>
---------------	--	--	--	--	---------------------------------------

未成事業資産	神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業完成事業資産	神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業完成事業資産		
	次世代型産業団地整備事業完成事業資産	次世代型産業団地整備事業完成事業資産		
	ひょうご小野産業団地整備事業整備費	ひょうご小野産業団地整備事業整備費	用地費 補償費 補償工事費 土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費 関連事業費 事業設備費 受託事業費 総係費	地域創生整備事業の建設期間中必要とする経費 借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。 未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費 地域創生整備事業に関連して発生する経費（請負工事費、原材料購入費を除く。） （（土地）（建物）（構築物） （機械及び装置）（車両運搬具） （工具器具及び備品）（リース資産）（無形固定資産）） 各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。

				<p>((給料))特別職給、行政職給、その他給料</p> <p>((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当</p> <p>((賞与引当金繰入額))</p> <p>((退職給付費))</p> <p>((報酬))</p> <p>((報償費))</p> <p>((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料</p> <p>((旅費))</p> <p>((被服費))</p> <p>((準備品費))</p> <p>((消耗品費))</p> <p>((燃料費))</p> <p>((光熱水費))</p> <p>((通信運搬費))</p> <p>((試験調査費))</p> <p>((使用料及び賃借料))</p> <p>((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費（「(目)ひょうご小野産業団地整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。）</p> <p>((修繕引当金繰入額))</p> <p>((補償費))</p> <p>((損害保険料))</p> <p>((委託料))</p> <p>((公課費))</p> <p>((交付金))</p> <p>((負担金及び分担金))</p> <p>((研修費))</p> <p>((会議費))</p> <p>((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出を伴うもの</p> <p>((広告料))</p>
--	--	--	--	--

	<p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業整備費</p>	<p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業整備費</p>	<p>建設利息</p> <p>処分仮勘定</p> <p>消費税及び地方消費税</p> <p>経費振替額</p> <p>用地費</p> <p>補償費</p> <p>補償工事費</p> <p>土地造成費</p> <p>護岸設備費</p> <p>道路設備費</p> <p>橋梁設備費</p> <p>その他設備費</p> <p>調査設計費</p> <p>施設建設費</p> <p>直接経費</p> <p>関連事業費</p>	<p>((手数料))</p> <p>((雑費))</p> <p>((企業債利息))</p> <p>((企業債手数料及び取扱諸費))</p> <p>((企業債発行差金))</p> <p>((長期借入金利息))</p> <p>((一時借入金利息))</p> <p>((割賦取得利息))</p> <p>年度末に「(目) ひょうご小野産業団地整備事業整備費(節) 事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目</p> <p>細々節は(節) 事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節) 経費振替額」に振替処理する勘定科目</p> <p>地域創生整備事業の建設期間中必要とする経費</p> <p>借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。</p> <p>未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費</p> <p>地域創生整備事業に関連して発生する経費(請負工事費、原材料購入費を除く。)</p>
--	----------------------------------	----------------------------------	---	---

			<p>事業設備費</p> <p>受託事業費</p> <p>総係費</p>	<p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産))</p> <p>各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。</p> <p>((給料))特別職給、行政職給、その他給料</p> <p>((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当</p> <p>((賞与引当金繰入額))</p> <p>((退職給付費))</p> <p>((報酬))</p> <p>((報償費))</p> <p>((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料</p> <p>((旅費))</p> <p>((被服費))</p> <p>((準備品費))</p> <p>((消耗品費))</p> <p>((燃料費))</p> <p>((光熱水費))</p> <p>((通信運搬費))</p> <p>((試験調査費))</p> <p>((使用料及び賃借料))</p> <p>((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費(「(目)神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。)</p> <p>((修繕引当金繰入額))</p> <p>((補償費))</p> <p>((損害保険料))</p> <p>((委託料))</p> <p>((公課費))</p> <p>((交付金))</p>
--	--	--	--------------------------------------	--

	<p>次世代型産業 団地整備事業 整備費</p>	<p>次世代型産業 団地整備事業 整備費</p>	<p>建設利息</p> <p>処分仮勘定</p> <p>消費税及び地 方消費税</p> <p>経費振替額</p> <p>用地費 補償費 補償工事費</p> <p>土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費</p>	<p>((負担金及び分担金))</p> <p>((研修費))</p> <p>((会議費))</p> <p>((撤去費))事業設備の撤去に要する 経費で現金支出を伴うもの</p> <p>((広告料))</p> <p>((手数料))</p> <p>((雑費))</p> <p>((企業債利息))</p> <p>((企業債手数料及び取扱諸費))</p> <p>((企業債発行差金))</p> <p>((長期借入金利息))</p> <p>((一時借入金利息))</p> <p>((割賦取得利息))</p> <p>年度末に「(目)神戸・鈴蘭台西健康 福祉拠点整備事業整備費(節)事業 設備費」又は貯蔵品と相殺すること を前提に整理している年度途中に処 分(減耗を含む。)した事業設備の帳 簿価格を処理する勘定科目</p> <p>細々節は(節)事業設備費のそれに 貯蔵品を加えるものとする。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理に 伴い経費として生じた額を年度末に 「(節)経費振替額」に振替処理する 勘定科目</p> <p>地域創生整備事業の建設期間中必要 とする経費</p> <p>借地補償費及び用地借上料並びに事 業損失を含む。</p> <p>未成事業資産の維持整備及び撤去に 要する経費</p>
--	----------------------------------	----------------------------------	--	---

			<p>関連事業費</p> <p>事業設備費</p> <p>受託事業費 総係費</p>	<p>地域創生整備事業に関連して発生する経費（請負工事費、原材料購入費を除く。）</p> <p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産))</p> <p>各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。</p> <p>((給料))特別職給、行政職給、その他給料 ((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当 ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((報償費)) ((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料 ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((試験調査費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費 （「(目)次世代型産業団地整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。） ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出を伴うもの</p>
--	--	--	--	--

流動資産	現金預金 未収金 有価証券 貯蔵品 短期貸付金	現金	建設利息 処分仮勘定 消費税及び地方消費税 経費振替額	((広告料)) ((手数料)) ((雑費)) ((企業債利息)) ((企業債手数料及び取扱諸費)) ((企業債発行差金)) ((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息)) 年度末に「(目)次世代型産業団地整備事業整備費(節)事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目 細々節は(節)事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。 消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節)経費振替額」に振替処理する勘定科目	
		預金			
		営業未収金			「(項)営業収益」に関する未収金
		営業外未収金			「(項)営業外収益」及び「(項)特別利益」に関する未収金
		その他未収金			上記以外の未収金
		未収消費税及び地方消費税還付金			
		貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		有価証券			
		保管有価証券			
		貯蔵品			原材料 消耗品 その他貯蔵品
短期貸付金	他会計貸付金				

	前払費用	前払費用	
	前払金	前払消費税及び地方消費税	
	未収収益	前払金	
	その他流動資産	未収収益	
		仮払消費税及び地方消費税	
		その他流動資産	上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金		
	利益剰余金	減債積立金 他会計借入金償還積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)		上記以外の資本剰余金 当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額

評価差額等	評価差額等	有価証券評価差額	繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高） 当年度純利益（当年度純損失）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額 当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）
-------	-------	----------	--	--

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債	企業債 他会計借入金	建設改良企業債 その他企業債 建設改良借入金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

	<p>基金借入金</p>	<p>その他借入金</p>	<p>神戸・三宮東再整備事業 次世代型産業団地整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業</p>	
	<p>建設改良借入金</p>	<p>建設改良借入金</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）</p>
	<p>リース債務</p>	<p>リース債務</p>	<p>ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業</p>	<p>建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）</p>

流動負債		工事負担金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業	
	企業債	建設改良企業債 その他企業債		
	他会計借入金	建設改良借入金 その他借入金		
	基金借入金	建設改良借入金 その他借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
	一時借入金	一時借入金		
	リース債務	リース債務		
	未払金	営業未払金		「(款) ひょうご小野産業団地整備事業費用、(款) 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業費用、(款) 次世代型産業団地整備事業費用」に関する未払金
		未払消費税及び地方消費税 その他未払金		上記以外の未払金
	前受金	前受金		
	引当金	賞与引当金 修繕引当金		

繰延収益	その他流動負債	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	上記以外の流動負債
	長期前受金	預り有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額	
		国庫補助金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業	
		工事負担金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業	
		受贈財産	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業	
		寄付金		

		その他長期前受金	ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業 ひょうご小野産業団地整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 次世代型産業団地整備事業	
--	--	----------	--	--

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

様式第18号中

「

係長	係
係長	係

」

を

「

班長	班
班長	班

」

に改め、

「総務課
受付印」

を

「総務課
受付」

に改める。

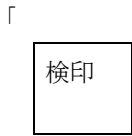
様式第19号中「係」を「班」に、
「総務課
受付印」
を
「総務課
受付」
に改める。
様式第20号中「印」を削る。
様式第28号中「係長」を「班長」に、
「住所(職)
氏名」

を
「住所(職)
氏名
電話() —
電子メール」

に改める。
様式第29号中
「受取人
住所
氏名.....印」

を
「受取人
住所.....
氏名.....
電話().....
電子メール.....」

に改める。
様式第33号中「印」を削る。
様式第35号中



及び「印」を削り、同様式注3中「記名押印」を「記名」に改める。
様式第36号中



及び「印」を削る。
様式第38号中「印」を削る。
様式第39号中「印」を削る。
様式第42号中「印」を削り、
「金 銭 「現 金
物品・有価証券 を 有価証券 に改める。
占有動産」 物 品
占有動産」

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第5条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「評価調書に記名押印する」を「審査書に署名する」に改める。

第9条第1項中「北摂広域水道事務所及び」を削り、同条第2項第2号中「委員は」の右に「、浄水場長」を加える。

別表中

「企業誘致課長
分譲推進課長」

を

「水道課水道技術参事
企業誘致課長
企業誘致課分譲企画参事」

に改める。

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

第6条 企業庁補償審査会規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「北摂広域水道事務所及び」を削り、同条第2項第2号中「委員は」の右に「、浄水場長」を加える。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第7条 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、分譲推進課」を削り、同条第4号中「北摂広域水道事務所及び」を削り、同条第5号中「北摂広域水道事務所長及び」を削る。

第5条中「北摂広域水道事務所が使用し、又は公営企業の用に供する財産は猪名川広域水道事務所に所属させ、」を削り、「東播磨利水事務所」を「利水事務所」に改める。

第56条第1項中「調整して」を「調製して」に改める。

第59条第2項中「印を押して」を「署名して」に改める。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を」に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「当該年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

別表第4地域創生整備事業の項を次のように改める。

地域創生整備事業	ひょうご小野産業団地、神戸・鈴蘭台西、神戸・三宮東、次世代型産業団地
----------	------------------------------------

様式第1号中「印」を削る。

様式第5号中

「申請者 住所.....
氏名.....印
〔法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名〕」

を

「申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
.....
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....
電話.....
電子メール.....」

に改める。

様式第5号の2中

「申請者 住所.....
氏名.....印
〔法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名〕」

を

「申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） —

.....
電子メール.....」

に、「日付」を「日付け」に改める。

様式第6号の3中「印」を削る。

様式第6号の4、様式第9号及び様式第11号中「印」を削り、「日付」を「日付け」に改める。

様式第12号中

「住 所

氏 名 印」

を

「住 所

氏 名

電 話（ ） —

電子メール.....」

に改める。

様式第15号中

「申請者 住所.....

.....
氏名.....印

〔 法人にあつては、所在地並
びに名称及び代表者の氏名 〕」

を

「申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（ ） —

.....
電子メール.....」

に改める。

様式第19号、様式第21号及び様式第22号中「技番1」を「枝番1」に、「技番2」を「枝番2」に、「技番名称」を「枝番名称」に、

「行番号

技 番」

を

「行番号

枝 番」

に改める。

（兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部改正）

第8条 兵庫県水道用水供給条例施行規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第9号中「印」を削る。

（兵庫県工業用水道供給条例施行規程の一部改正）

第9条 兵庫県工業用水道供給条例施行規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第14号、様式第16号及び様式第17号中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第4条の規定による改正後の企業庁会計規程第143条第2項第4号及び第5号並びに別表第7の2の規定は、令和3年度以降の年度の勘定科目から適用し、令和2年度以前の年度の勘定科目については、なお従前の例による。
- 3 第7条の規定による改正後の企業庁公有財産取扱規程附則第5項の規定は、この管理規程の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

企業庁訓令

兵庫県企業庁訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県公営企業管理者 片山安孝

企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令

企業庁公文書管理要綱（令和2年兵庫県企業庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号の表中分譲推進課の項を削る。

第14条第3項の表を次のように改める。

地方機関名	記号	備考
広域水道事務所	企広	
	企広（三）	三田浄水場に限る
利水事務所	企利	
	企利（船）	船津浄水場に限る
水質管理センター	企水セ	
北播磨・臨海建設事務所	企臨	
播磨科学公園都市まちづくり事務所	企播	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。